



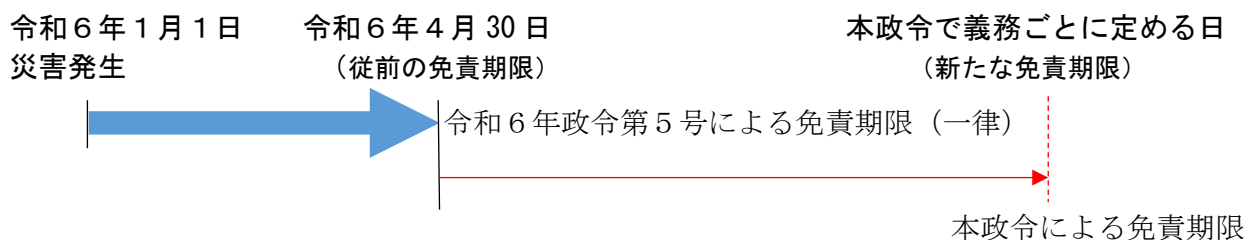
令和6年4月23日  
内閣府政策統括官（防災担当）  
総務省

## 「令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令」について

本日、「令和六年能登半島地震による災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令」が閣議決定されました。本政令は、本年1月11日に公布・施行した「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和6年政令第5号）において定めた特定義務の免責期限（令和6年4月30日）について、一部の義務の期限を新たに設定するものです。

### 1 政令の趣旨

- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）は、大規模な非常災害（特定非常災害）の被害者の権利利益の保全等を図るため、各種の特別措置を政令で定めることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものです。
- 法第4条第1項に基づく措置は、特定非常災害により期限までに履行できなかった義務（以下「特定義務」という。）について、当該不履行の責任を問うことを、政令で定める免責期限まで猶予するものです。また、同条第2項に基づく措置は、特定義務について、政令で定める免責期限までに履行されたものについては、不履行の責任を問わないものとするものです。  
さらに、同条第3項では、上記措置を免責期限の翌日以降も継続する必要があるときは、政令で、条項ごとに、新たに、免責期限を定めることができるとされています。
- 本年1月11日に閣議決定し、同日に公布・施行した「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和6年政令第5号）において、令和6年能登半島地震を特定非常災害として指定するとともに、特定義務の免責期限を令和6年4月30日としました。
- 今般、一部の義務について、新たな免責期限を設定する（免責期限を延長する）必要があるため、本政令で定めるものです。



### 2 政令の概要

令和6年能登半島地震に関して、一定の義務について新たな免責期限を別紙のとおりとします。

### 3 スケジュール

- 令和6年4月23日（火）：閣議決定
- 令和6年4月26日（金）：公布・施行（予定）

※なお、本案件については総務省においても同時に公表します。

#### 【問合せ】

- ※ 個別の義務に関する問合せは、別紙の問合せ先をお願いします。
- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（復旧・復興担当）付  
TEL：03-3593-2847（直） [大畑、清水、和田]
- 総務省行政管理局調査法制課  
TEL：03-5253-5353（直） [三宮、山崎、秋山、田中]

政令で新たな免責期限を設定する義務について

別紙

所管省庁	義務の名称	義務の根拠法及び条項	新たな免責期限	問合せ先	
国土交通省	自動車に係る変更登録の申請の義務	道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)	令和6年 6月30日 (日)	【第12・13・15・16条関係】 国土交通省 物流・自動車局 自動車情報課 03-5253-8111 (内線42-114)  【第67・69・69条の2関係】 国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課 03-5253-8111 (内線42-427)	
	自動車に係る移転登録の申請の義務				第12条第1項
	自動車に係る永久抹消登録の申請の義務				第13条第1項
	自動車の一時抹消登録後の解体に係る届出の義務				第15条第1項
	自動車検査証の記録事項の変更記録を受ける義務				第16条第2項
	自動車検査証の返納の義務				第67条第1項
	検査対象軽自動車の解体に係る届出の義務				第69条第1項
内閣府	公益法人の事業計画書等の作成及び備置きの義務	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成18年法律第49号)	令和6年 7月31日 (水)	内閣府 大臣官房公益法人行政担当室 ／公益認定等委員会事務局 03-5403-9669 (相談専用、平日10:00~16:45) 03-5403-9555 (代表)	
	公益法人の役員等名簿等の作成及び備置きの義務				第21条第1項
	公益法人の財産目録等の提出の義務				第21条第2項
	移行法人の公益目的支出計画実施報告書等の提出の義務				第22条第1項
文化庁	宗教法人の毎年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成の義務	宗教法人法 (昭和26年法律第126号)	令和6年 10月31日 (木)	文化庁 宗務課 03-6734-2854	
	宗教法人の財産目録等の写しの提出の義務				第127条第3項